

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第4回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成16年9月14日（火）13：30～14：30

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）今中 亘，恵木 尚，田辺 誠，中井憲治，吉岡 浩（敬称略）

（庶務）藤本広島高裁総務課長，奥谷広島高裁総務課課長補佐

（説明者）大段広島高裁事務局長

4 議題

(1) 地域委員長選出等

(2) 報告

前回（第3回）以降の経過及び下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第10回）の審議結果等について

(3) 審議

ア 平成17年4月期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

イ 平成16年度新任判事補候補者に関する情報収集について

5 議事

(1) 地域委員紹介

退任された阪本地域委員の後任として，広島大学法科大学院の田辺誠教授が任命されたことが報告された。

(2) 説明者の出席了承

戸倉高裁事務局長の異動により，大段高裁事務局長が説明者として従前のと

おり陪席することが了承された。

(3) 地域委員長選出等

阪本地域委員長の後任として、田辺委員が推薦され、全員異議なく、同委員が地域委員長に選任された。委員長代理は従前のおり吉岡委員が指名された。

(4) 報告

庶務（藤本広島高裁総務課長）から、前回（第3回）の広島地域委員会以降の経過及び下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第10回）の審議結果等について説明がされた。

(5) 審議

ア 平成17年4月期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

(ア) 指名候補者の現任庁に対応する検察庁，弁護士会に名簿を提供して情報収集することとし，その締切期限を10月25日（月）とした。

(イ) (ア)の依頼文は昨年と同様のものとするが，弁護士会長宛てのものについては，「情報収集における留意事項」に関する文言を付け加えることとされた。

(ウ) 高裁所属の裁判官の情報提供を求める検察庁，弁護士会については，次のとおり定められた。

高裁本庁の裁判官については広島高検，広島弁護士会，山口県弁護士会に，岡山支部の裁判官については広島高検岡山支部，岡山弁護士会に，松江支部の裁判官については広島高検松江支部，鳥取県弁護士会，島根県弁護士会に，それぞれ名簿を提供して情報収集する。

イ 平成16年新任判事補に関する情報収集について

地域委員会による情報収集は行わず，特段の情報が寄せられた場合には，指名諮問委員会に報告することとされた。

ウ その他

提供された情報に関する調査の可否や方法については，地域委員長と委員

長代理が協議して方針を決めることとするが、その方針を決めるにあたっては事前に他の委員にも連絡することとされた。

当地域委員会に直接関係のない裁判官指名候補者の全国名簿の閲覧については、庶務に送付された都度、各委員に連絡し、閲覧できる態勢を取っておくこととされた。

裁判官指名候補者の全国名簿や当地域委員会に関する指名候補者の略歴カードについては、委員会当日、席上配布して委員会終了後に回収するという扱いであるが、地域委員には守秘義務があること、全国と広島を比較することも必要な場合があることなどから、是非、各委員に配布していただきたいとの意見があった。

6 次回以降の予定

次回期日は11月2日午後2時（予備日は11月10日）とされた。

（以 上）